二　東京湾アクアライン海ほたる灯から百十三度三十分二千五十メートルの地点	
三　東京湾アクアライン海ほたる灯から百八十五度三十分三千七百メートルの地点	
四　東京湾アクアライン風の塔灯から二百四十九度三十分三千七百メートルの地点	
五　東京湾アクアライン風の塔灯から二百八十三度千三百七十メートルの地点	
六　東京湾アクアライン風の塔灯から三百四十四度三十分八百四十メートルの地点	
七　東京湾アクアライン風の塔灯から三十二度三千七百メートルの地点	

（港則法施行規則の一部改正）

第二条　港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航路） **第八条**　法第十一条の規定による特定港内の航路は、別表第二のとおりとする。 ２　（略） **第八条の二**　法第十四条の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。 （表　略） （危険物の種類） **第十二条**　法第二十条第二項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に定める危険物及び同条第一号の二に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示で定めるものとする。 （許可の申請） **第十三条**　法第二十一条ただし書の規定による許可の申請は、停泊の目的及び期間、停泊を希望する場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法を記載した申請書によりしなければならない。 **第十四条**　法第二十二条第一項の規定による許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。 ２　法第二十二条第四項の規定による許可の申請は、運搬の期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。	（航路） **第八条**　法第十二条の規定による特定港内の航路は、別表第二のとおりとする。 ２　（略） **第八条の二**　法第十四条の二の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。 （表　略） （危険物の種類） **第十二条**　法第二十一条第二項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に定める危険物及び同条第一号の二に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示で定めるものとする。 （許可の申請） **第十三条**　法第二十二条ただし書の規定による許可の申請は、停泊の目的及び期間、停泊を希望する場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法を記載した申請書によりしなければならない。 **第十四条**　法第二十三条第一項の規定による許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。 ２　法第二十三条第四項の規定による許可の申請は、運搬の期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。